

津軽広域水道企業団公告第10号

条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年7月5日

津軽広域水道企業団
企業長 櫻田 宏

記

1 競争入札に付する事項

- | | |
|-------------|--|
| (1) 入札方法 | 条件付き一般競争入札（事前審査型） |
| (2) 契約種別 | 津軽広域水道企業団総合浄水場ほか5施設で使用する電力の供給 |
| (3) 契約内容 | 津軽広域水道企業団津軽事業部電力供給仕様書（以下「電力供給仕様書」という。）
のとおり |
| (4) 供給場所 | 青森県黒石市大字石名坂字姥懐2ほか |
| (5) 契約期間 | 平成30年10月1日0時から平成31年9月30日24時まで |
| (6) 準拠法令 | 日本国の法令 |
| (7) 使用言語・通貨 | 日本語・日本円 |

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に規定する事実があったと認められる者にあつては、その事実があった後3年が経過していること。
- (3) この公告の日から開札の時までの間に、青森県知事ならびに津軽広域水道企業団規約（昭和49年7月1日青森県指令第4080号。以下「規約」という。）第2条に掲げる市町村（以下、「関係市町村」という。）の長から指名停止の措置を受けていないこと。
※関係市町村とは、弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、青森市、藤崎町、田舎館村、板柳町及び鶴田町の6市3町1村。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 役員（役員として登記され、又は届け出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けている者であること。
- (7) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第14条第4項の規定に基づき、本入札の公告日の属する年度の前年度の4月1日以降の開札日までの間に同法第11条に規定する納付金が未納である旨の公表がなされた者でないこと。

- (8) 日本国内に、本店を有すること。
 (9) 市町村税、都道府県税、法人税ならびに消費税及び地方消費税について滞納している者でないこと。

3 入札日程

手続等	期間・期日・期限	場所等
資格審査申請書受付 (期間内必着)	平成30年 7月5日(木) から 平成30年 7月31日(火) 正午まで	津軽事業部総務課
資格審査結果の通知	平成30年 8月1日(水) 予定	FAX及び郵送
資格審査問合せ	平成30年 8月2日(木) まで	津軽事業部総務課
再審査内容の通知	平成30年 8月3日(金) 予定	FAX及び郵送
質問の受付	平成30年 7月5日(木) から 平成30年 7月31日(火) 正午まで	電話及びFAX
質問の回答(最終)	平成30年 8月6日(月) 予定	FAX
入札	平成30年8月8日(水) 午後3時00分から	津軽事業部管理本館 2階大会議室

※ 上記の資格申請受付、設計図書等の貸与ならびに質問の受付は、土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

なお、各手続き等最終受付日については「正午まで」の受付とする。

4 資格の審査

入札参加希望者は、あらかじめ前述2に定める資格を有することについて、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)により、審査を受けなければならない。

- (1) 提出方法 持参または郵送(書留あるいは簡易書留指定の第一種郵便物)とする。
 (2) 提出書類 (下記、1と2に記載の書類を提出するものとする。)

1. 財務状況確認書類(フラットファイルA4判S型で製本すること。)

ア 指名競争入札参加資格審査申請書(様式①)

イ 法人は登記簿謄本または履歴(現在)事項全部証明書、個人は身分証明書

ウ 財務諸表類(直前2年間)

※法人の場合は、直前2年間における貸借対照表および損益計算書、個人にあっては所得税確定申告書の写し

エ 印鑑証明書(法人の場合は法務局、個人は住居地の市町村)

オ 市町村税ならびに都道府県税を現在滞納がないことが確認できる書類(本店、受任先)

カ 法人税(申告所得税)と消費税及び地方消費税を滞納していない証明書

・法人は、その3またはその3の3

・個人は、その3またはその3の2

キ 業者カード(様式②)

ク 電気事業法に基づく許可書類の写し

ケ 委任状(様式③) 契約などを本店以外に委任する場合

コ 使用印鑑届(様式④)

サ 誓約書（様式⑤）

※各種証明書類は、申請書提出日の前3か月以内に発行されたものに限る。

（鮮明なものであれば写しでも可）

※平成28・29年度津軽広域水道企業団入札参加資格者名簿の物品への登録者、かつ、平成30・31年度津軽広域水道企業団入札参加資格審査申請書（物品）への提出者は、「1.財務状況確認書類」の提出を省略することができる。

2. 入札参加申込書類

ア 条件付き一般競争入札参加資格審査申請書（様式⑥）

イ 許認可に関する調書（様式⑦）

・電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による登録をした「小売電気事業者」であることを証する証明書類の写し。

ウ 実績調書（様式⑧）

・国等発行の履行証明書
・契約書の写しなど実績を確認することができる書類
（例）契約書、検針票、銀行振込金受取書など

エ 誓約書（様式⑨）

オ 封筒（長形3号）

あて先を記入のうえ返信用82円切手を貼付したもの

※なお、添付する各種証明書類については、鮮明なものであれば複写でも可。

(3) 提出場所 津軽広域水道企業団津軽事業部総務課
青森県黒石市大字石名坂字姥懐2番地（〒036-0325）

(4) その他

ア 申請書の内容について別途意見を聴取することがある。

イ 資格の審査結果は、申請者に対してFAXおよび郵送により通知する。

ウ 前述2に定める資格を認められなかった者は、その理由について期日までに、書面（任意様式）で問い合わせすることができる。

エ 公平性を欠くおそれがある一定の資本関係または人的関係のある複数の者の同一入札への参加は認めないこととする。

次のいずれかに該当する二者以上の関係があると認められる場合の基準

・資本関係（会社法施行規則第3条に規定する親会社ならびに子会社をいう。）

（1）親会社と子会社の関係にある場合

（2）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

・人的関係

（1）一方の会社の代表者が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

（2）一方の代表者が、他方の会社の役員と夫婦関係にある場合

（3）一方の代表者が、他方の会社の役員と親子または兄弟姉妹の関係にある場合で、その者の住所地が同一の場合

・その他関係

（1）上記の資本関係または人的関係と同視しうる関係があると認められる場合

オ 設計図書等は、津軽広域水道企業団津軽事業部総務課にて貸与するので、受領書（津軽広域

水道企業団ホームページよりダウンロードすること。)と引き換えて、受け取ることができる。
なお、設計図書の出借を受けなかった者は、入札に参加できないものとする。なお、貸与した
設計図書等は、入札日までに返却すること。

5 電力供給仕様書の内容についての質問

- (1) 電力供給仕様書に対して質問がある場合は、FAXにより質問書(様式⑩)を総務課へ提出すること。
回答は、質問者ならびに申請者全員にFAXで通知する。

6 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金は免除とする。
- (2) 契約保証金は免除とする。

7 入札内訳書

- (1) 入札書には、その積算の根拠となる 入札内訳書をホチキス留め のうえ添付すること。
- (2) 次の各号のいずれかに該当する入札内訳書は 無効 とする。
 - ①入札内訳書の名称、金額若しくは重要な文字が誤脱し、若しくは識別しがたいもの、若しくは違算したもの。(入札書と入札内訳書の金額が合わないものも含む。)
 - ②鉛筆等の修正可能な筆記用具によるものを用いて記載したものや修正液等で訂正したもの。
 - ③記載内容が明らかに合理性に欠くもの。
 - ④入札内訳書の添付がないもの。

8 入札の無効

- (1) 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とする。なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札時点において前述「2 競争入札に参加する者に必要な資格」に掲げる資格を失った者の入札および「7 入札内訳書(2)」に該当するときにはその入札を無効とする。
- (2) 郵送および電送による入札は無効とする。

9 落札者の決定

- (1) 本件は、供給期間において当企業団が設定した概算使用電力量における電力供給価格の総価において、予定価格の範囲内での最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 入札回数は3回を限度とする。
- (3) 代理人をもって入札をさせるときは、入札前に委任状を提出するとともに、入札書は代理人名義で作成し、代理人の印鑑を押印すること。
- (4) 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 契約の締結

- (1) 落札決定の翌日から7日以内に契約書を取り交わすものとする。

- (2) 落札決定後、契約締結日までの間において、企業長の指名停止の措置を受けた者、前述2に掲げる資格がなくなった場合には、当該契約を締結しないことがある。
- (3) 契約は、入札内訳書に記載された基本料金及び電力量料金の単価（当該金額に1円未満の端数を含むことができる。）で行う。

1.1 その他

- (1) 現場説明は実施しない。
- (2) 本件参加申請に係る費用負担は申請者が負うものとする。

問い合わせ先

〒036-0342 青森県黒石市大字石名坂字姥懐2番地
津軽広域水道企業団津軽事業部総務課
TEL0172-52-6033
FAX0172-53-2983

様式①

指名競争入札等参加資格審査申請書

平成30・31年度において津軽広域水道企業団で行われる、下記の指名競争入札等に参加する資格の審査を申請します。
なお、この申請書全ての記載事項及び添付書類については、事実と相違ないことを誓約します。

記

入札参加を希望する製造及び販売の種目

希望順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
種目 No.	013	013								
取扱 No.	046	046								
主な品目	電力供給	電力買取								

※別紙様式による「物品種目No.分類表」を参照の上記載してください。

平成30年 月 日

津軽広域水道企業団企業長 殿

(本社・本店)
所在地
商号又は名称
代表者氏名



TEL FAX

業者カード(物品)

様式②-1

申請区別	<input checked="" type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 更新	受付番号	3	0	4	1	<input type="checkbox"/> 内
------	--	-----------------------------	------	---	---	---	---	-----	-----	-----	----------------------------

申請人 (本店・本社)	商号又は名称のフリガナ											
	住所	〒		-								
	商号又は名称											
	代表者職氏名											
	TEL・FAX	TEL						FAX				

実印
印

受任者 (支店・支社等) ※委任される 場合は必須	住所	〒		-								
	名称											
	受任者職氏名											
	TEL・FAX	TEL						FAX				

営業区分 1. 販売 2. 製造 3. その他

希望順位	種目No.	取扱No.	取り扱い内容(具体的に)	受給・供給先など
1	013	046	電力供給	
2	013	046	電力買取	
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

年間実績高 (売上高等)	直前2年度分	千円	資本金	千円
	直前1年度分	千円		
	平均	千円		

従業員数 (臨時雇用者は除く)	事務・営業関係者	技術関係者	その他	合計
	人	人	人	人

営業年数	設立(創業)	転廃業(休業)		現組織へ変更	営業年数計
	年 月 自	年 月 至	年 月	年 月	年

営業経歴書

事業の沿革					
許認可	名称 番号				
入札参加を希望する製造及び販売の種目					
品目 販売先	電力供給	電力買取		その他	合計
官 公 庁	国				
	県				
	市町村				
民間・個人					
その他					
計					
②生産その他の実績・・・過去1年間の生産、その他(役務等)の実績(品目別)					
品目	製造の請負	工事の請負	役務の提供	その他	合計
実績					



- ※ (1)記載は直前決算によること
- (2)項目は主たるものを記載すること
- (3)千円単位で記入すること

委任状



(支社・支店・営業所・出張所等用)

平成 年 月 日

津軽広域水道企業団 企業長 殿

	住 所		
委 任 者	商号又は名称		
	代表者氏名		

私は、下記の者を代理人と定め本委任状提出の日から平成32年7月31日までの津軽広域水道企業団との間における契約について、次の権限一切を委任いたします。

	住 所		
受 任 者	商号又は名称		
	受任者職氏名		

委任事項（下記1から5までの一切の事項）

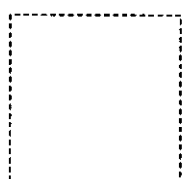
1. 入札書及び見積書の提出について
2. 契約の締結について
3. 代金の請求について
4. 代金の領収について
5. その他契約履行に関する一切について

使用印鑑届

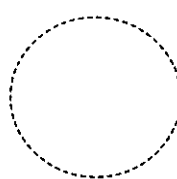
平成 年 月 日

使用印（社印は使用印とする場合のみ押印すること）

社印（角印）

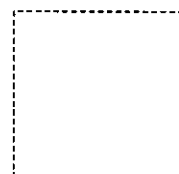


代表者印



上記の印鑑は、入札及び見積りに参加し、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用したいので届け出ます。

住 所
商号又は名称
代表者職氏名



暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書

平成30年 月 日

津軽広域水道企業団 企業長 殿

申請者 所在地

商号または名称

代表者職氏名

実印

印

私は、津軽広域水道企業団における平成30・31年度指名競争入札資格審査申請書を提出するにあたり、下記の事項について誓約します。

なお、津軽広域水道企業団企業長が必要と認めた場合には、青森県警察に照会することについて承諾します。

記

自己又は法人その他団体役員等は、次のいずれにも該当するものではありません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団又は暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (4) 暴力団又は暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して賃金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

平成 年 月 日現在の役員等名簿（代表者のみ）

役職	フリガナ		生年月日				性別	住所（町名まで）
	氏	名	年号	年	月	日		

この様式に記載された個人情報は、暴力団排除に関する目的以外には使用しません。

様式⑥

条件付き一般競争入札参加資格審査申請書

平成30年 月 日

津軽広域水道企業団 企業長 殿

住所

商号または名称

代表者職氏名

⑥

担当者氏名

連絡先

平成30年 月 日付で公告した条件付き一般競争入札に参加する資格について、別紙書類を添えて申請します。

なお、添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

件名：津軽広域水道企業団総合浄水場ほか5施設で使用する電力の供給

1. 申請日現在の指名停止措置の有無 有 ・ 無

2. 誓約事項

次の各号について、誓約します。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していない。
- (2) 申請前3年以内に、同条第2項に規定する要件に該当していない。

様式⑦

許認可に関する調書

平成30年 月 日

津軽広域水道企業団 企業長 殿

住所

商号または名称

代表者職氏名

㊟

平成30年 月 日付で公告した条件付き一般競争入札に係る許認可については、
下記のとおりです。

記

件名：津軽広域水道企業団総合浄水場ほか5施設で使用する電力の供給

1. 会社概要

会社名		
本社所在地		
最寄の拠点名		
拠点の所在地		
会社設立年月日		
資本金		
事業所数		
株式上場の有無		
社員数	技術系	
	事務系	
許認可（名称等）		
許認可番号等		
その他		

2. 添付書類

電気事業法に基づく許認可書類の写し。

様式⑧

実績調書

平成30年 月 日

津軽広域水道企業団 企業長 殿

住所

商号または名称

代表者職氏名

⑧

平成30年 月 日付で公告した条件付き一般競争入札に係る当該実績は、下記のとおりです。

記

件名：津軽広域水道企業団総合浄水場ほか5施設で使用する電力の供給

1. 過去5年間の供給実績（※別紙記載可）

契約先	契約期間	年間供給電力量	備考

2. 添付書類

国等が発行する履行証明書または契約書の写しなど。

様式⑨

誓 約 書

平成30年 月 日

津軽広域水道企業団 企業長 殿

申 請 者 住 所

氏 名

⑩

私は、平成30年 月 日付けで入札公告された「津軽広域水道企業団総合浄水場ほか5施設で使用する電力の供給」の入札資格審査申請書を提出するにあたり、下記の事項について誓約します。

なお、津軽広域水道企業団企業長が必要と認めた場合には、青森県警察に照会することについて承諾します。

記

自己又は法人その他団体役員等は、次のいずれにも該当するものではありません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団又は暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (4) 暴力団又は暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して賃金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

この様式に記載された個人情報、暴力団排除に関する目的以外には使用しません。

様式⑩

入札説明書等に関する質問書

平成30年 月 日

津軽広域水道企業団 企業長 殿

住所

商号または名称

代表者職氏名

⑩

担当者氏名

連絡先（電話）
（Eメール）

（FAX）

公告日	平成30年 月 日
件名	津軽広域水道企業団総合浄水場ほか5施設で使用する電力の供給
質問事項	

< 五所川原減圧弁室分 >

供給期間	基本料金分			電力量料金分				電力量料金小計(円)	合計(円)
	契約容量 (A)	基本料金 (円/kW)	基本料金小計 (円)	使用予定電力量 (kWh)	使用電力量に對する単価(円/kWh) ~120kWh	使用電力量に對する単価(円/kWh) 120~300kWh	使用電力量に對する単価(円/kWh) 300kWh~		
年 月	①	②	③...①×②	④	⑤	⑥	⑦	⑧	③+⑧
30 10	20			78					
30 11	20			151					
30 12	20			302					
31 1	20			341					
31 2	20			307					
31 3	20			320					
31 4	20			313					
31 5	20			334					
31 6	20			306					
31 7	20			240					
31 8	20			109					
31 9	20			73					
予定総額									

すべての施設分の予定総額を足し合わせた金額を入札書に入札書の金額とすること↑

(注意事項)

- 1 入札内訳書は入札書に同封すること。なお時間帯別に異なる単価を使用する場合等、本様式号では記入内容が不足する場合は、独自の様式にてこれを作成し、入札内訳書とすること。
- 2 基本料金単価、電力量料金単価、合計金額は、消費税及び地方消費税を含まないものとする。
- 3 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づき賦課金並びに燃料費調整価格については、入札価格に含めないこと。
- 4 基本料金単価、電力量料金単価は、小数点第2位までの記載とすること。

< 藤崎減圧弁室分 >

供給期間		基本料金分			電力量料金分					電力量料金小計(円)	合計(円)
		契約容量 (A)	基本料金 (円/kw)	基本料金小計 (円)	使用予定電力量 (kWh)	使用電力量に 対する単 価(円/kWh) ~120kWh	使用電力量に 対する 単価(円/kWh) 120~300kWh	使用電力量に 対 する単価(円/ kWh) 300kWh~			
年	月	①	②	③…①×②	④	⑤	⑥	⑦	⑧	③+⑧	
	30	10	20		86						
	30	11	20		112						
	30	12	20		280						
	31	1	20		323						
	31	2	20		276						
	31	3	20		278						
	31	4	20		288						
	31	5	20		318						
	31	6	20		277						
	31	7	20		283						
	31	8	20		116						
	31	9	20		72						
予定総額											

すべての施設分の予定総額を足し合わせた金額を入札書に記入すること↑

(注意事項)

- 1 入札内訳書は入札書に同封すること。なお時間帯別に異なる単価を使用する場合等、本様式号では記入内容が不足する場合は、独自の様式にてこれを作成し、入札内訳書とすること。
- 2 基本料金単価、電力量料金単価、合計金額は、消費税及び地方消費税を含まないものとする。
- 3 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づき賦課金並びに燃料費調整価格については、入札価格に含めないこと。
- 4 基本料金単価、電力量料金単価は、小数点第2位までの記載とすること。

様式⑮

委任状

平成30年 月 日

津軽広域水道企業団 企業長 殿

住所

商号または名称

代表者職氏名

⑮

代理人氏名

私は、 _____ を代理人と定め平成30年 月 日

津軽広域水道企業団において行う下記件名の入札または見積に関する一切の
権限を委任します。

件名： 津軽広域水道企業団総合浄水場ほか5施設で使用する電力の供給
平成30年 月 日公告

受任者は次の印鑑を使用します。

代理人使用印鑑

電力供給契約書（案）

1. 契約名： 津軽広域水道企業団総合浄水場ほか5施設で使用する電力の供給
2. 契約期間：平成30年10月1日から平成31年9月30日まで
（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）
3. 契約単価は、次の表の左欄に掲げる施設名に応じ、同表の中欄に掲げる料金区分毎に、同表の右欄に定める金額とし、消費税及び地方消費税相当額を含めない単価とする。
なお、表中の夏季とは毎年7月1日から9月30日までの期間を示し、夏季以外とは履行期間における夏季以外をいう。

施設名	料金区分	契約単価		
総合浄水場	基本料金	契約電力 1kW 当たり	金	円
	電力量料金	電力量 1kW 当たり	金	円（夏季以外）
		電力量 1kW 当たり	金	円（夏季）
水力発電所	基本料金	契約電力 1kW 当たり	金	円
	電力量料金	電力量 1kW 当たり	金	円（夏季以外）
		電力量 1kW 当たり	金	円（夏季）
平川増圧ポンプ場	基本料金	契約電力 1kW 当たり	金	円
	電力量料金	電力量 1kW 当たり	金	円（夏季以外）
		電力量 1kW 当たり	金	円（夏季）
取水バルブ室	基本料金	契約容量 1kVA 当たり	金	円
	電力量料金	電力量 120kWh まで	金	円
		電力量 120kWh から 300kWh まで	金	円
		電力量 300kWh を超える分	金	円
五所川原減圧弁室	基本料金	契約容量 1A 当たり	金	円
	電力量料金	電力量 120kWh まで	金	円
		電力量 120kWh から 300kWh まで	金	円
		電力量 300kWh を超える分	金	円
藤崎減圧弁室	基本料金	契約容量 1A 当たり	金	円
	電力量料金	電力量 120kWh まで	金	円
		電力量 120kWh から 300kWh まで	金	円
		電力量 300kWh を超える分	金	円

4. 契約保証金：免除

受給者 津軽広域水道企業団 と 供給者 _____ 株式会社 とは、おののおの対等な立場における合意に基づいて、津軽広域水道企業団総合浄水場ほか5施設で使用する電力の供給について、次の条項（ただし、第17条（ ）を除く。）によって契約を締結し、信義に従ってこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書を2通作り、当事者押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年 月 日

受給者 青森県黒石市大字石名坂字姥懐2番地
津軽広域水道企業団
企業長 櫻田 宏

印

供給者 住所
商号
代表者職氏名

印

(総則)

第1条 供給者は、別紙津軽広域水道企業団津軽事業部電力供給仕様書（以下「電力供給仕様書」という。）に基づき、電力を供給し、受給者は、供給者にその対価を支払うものとする。

(電気方式等)

第2条 供給電気方式、供給電圧、計量電圧及び標準周波数は、別紙電力供給仕様書に定めるとおりとする。

(契約電力等)

第3条 契約電力（契約上使用できる最大電力をいう。以下同じ。）及び使用予定電力量は、次のとおりとする。

- 一 常用契約電力 その月の最大需要電力と前11ヶ月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とする。
 - 二 予定使用電力量 別紙電力供給仕様書に定めるとおり
- 2 使用電力量はあくまでも予定量であり、これを上回り、又は下回ることがある。
- 3 この契約の締結後、契約電力の変更が必要になったときは、受給者及び供給者は、協議の上、変更することができる。

(権利義務の譲渡の禁止)

第4条 供給者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、受給者の承諾を受けた場合は、この限りでない。

(守秘義務)

第5条 受給者及び供給者は、相手方の了解を得た場合を除き、この契約の履行に当たって知り得た相手方の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。第10条に規定する契約期間（以下「契約期間」という。）終了後又はこの契約の解除後においても、同様とする。ただし、法律、条例等により開示が義務付けられている場合で、所定の手続により開示するときは、この限りでない。

(消費税法の改正に基づく改定)

第6条 消費税法（昭和63年法律第108号）の改正による消費税及び地方消費税の変更有った場合における契約金額は、新たな消費税法による消費税及び地方消費税に基づいて算出するものとする。

この場合においては、変更契約は行わない。

(燃料費調整)

第7条 電気料金の算定に当たっては、需要場所を電力供給区域に含む一般電気事業者の適用する燃料費調整単価による調整を行うものとする。

(再生可能エネルギー固定価格買取制度に基づく賦課金)

第8条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金は、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件によるものとする。

(契約期間)

第9条 契約期間は、平成30年10月1日0時から平成31年9月30日24時までとする。

(契約保証金)

第10条 供給者は、津軽広域水道企業団水道事業会計規程（平成26年3月19日管理規程第4号）第129条第7号の規定により、契約保証金の全部を免除するものとする。

(供給の方法)

第11条 津軽広域水道企業団総合浄水場等で使用する電力を需要に応じて全量供給するものとする。

(電気の安定供給)

第12条 供給者は、受給者に対する電力の安定供給に努めなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、供給者は、電力の供給を中止し、又は受給者に対し電力の使用を制限し、若しくは中止の申出をすることができる。

- (1) 電力の需給上やむを得ない場合
- (2) 供給者の電気工作物に故障が生じ、又は故障が生じるおそれがある場合
- (3) 供給者の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむを得ない場合
- (4) 非常変災の場合
- (5) その他保安上必要がある場合

2 一般電気事業者の送電線を使用して電気託送により供給している場合は、前項各号の規定に関し当該一般電気事業者との接続供給契約による安定供給を図らなければならない。ただし、当該一般電気事業者の都合で電気の供給中止又は制限が生じる場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による電力の供給中止又は制限を行おうとするときは、供給者は、受給者に対し事前に連絡し、了解を得るものとする。ただし、緊急時等やむを得ない場合は、この限りでない。

(計量及び検査)

第13条 毎月の電力量の検針日は受給者及び供給者が協議して定めるものとし、供給者は、検針日に電力量計に記録された値により計量し、その結果について、受給者に通知しなければならない。

(電気料金の計算)

第14条 毎月の電気料金の計算方法は、次のとおりとする。

- (1) 1月(前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間)毎に算定する。
- (2) 電気料金は、次の(ア)から(エ)に掲げる料金を合算した額とする。

(ア) 支払基本料

契約電力、基本料金単価及び力率を用いて以下の算式により算出する。

(総合浄水場・水力発電所・平川増圧ポンプ場)

$$\begin{aligned} \cdot \text{支払基本料} &= \text{契約電力} \times \text{基本料金契約単価} \times (1.85 - \text{力率} / 100) \\ &\quad \times \text{消費税及び地方消費税} \end{aligned}$$

(取水バルブ室・五所川原減圧弁室・藤崎減圧弁室)

$$\cdot \text{支払基本料} = \text{契約容量} \times \text{基本料金契約単価} \times \text{消費税及び地方消費税}$$

(イ) 電力量料金

使用電力量及び電力量料金単価を用いて以下の算式により算出する。

$$\cdot \text{電力量料金} = \text{使用電力量} \times \text{電力量料金契約単価} \times \text{消費税及び地方消費税}$$

(ウ) 燃料費調整額

燃料費調整額は、当該地域を所轄する一般電気事業者が採用する燃料費調整単価を用いて以下の算式により算出する。

$$\cdot \text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times (\pm \text{燃料費調整単価})$$

(エ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当該地域を所轄する一般電気事業者が定める特定規模需要電気供給条件による。

(3) 料金等を計算する場合の単位及びその端数処理

電気料金の算定に係る端数調整は次のとおりとする。

(ア) 契約電力及び最大需用電力の単位の端数は、小数点以下第1位を四捨五入する。

(イ) 使用電力量の単位は、1キロワット時(kWh)とし、その端数は、小数点以下第1位を

四捨五入する。

(ウ) 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。従って、各月の支払基本料、電力量料金の合計金額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。ただし、計算途中の小計等には1円未満の端数を含むことができる。

(エ) 消費税額及び地方消費税額の単位は1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

(4) 電気料金は、施設毎に算出し、小数点以下を切り捨て、全施設分を合算する。

(力率)

第15条 力率は、その1月のうち毎日8時から22時までの時間における平均力率とし、単位はパーセント(%)とし、小数点以下第1位を四捨五入する。ただし、瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100%とする。

2 平均力率の算定式は、次のとおりとする。

$$\text{平均力率(\%)} = [\text{有効電力量} / \sqrt{\{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2\}}] \times 100$$

(支払方法)

第16条 供給者は、代金の算定後速やかにその代金の請求を毎月行うこととする。

2 受給者は適正な請求書受理の日から30日以内で、受給者及び供給者が協議の上定める支払期限までに支払うものとする。

(契約の解除)

第17条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その理由を供給者に通知することによりこの契約を解除することができる。

(1) 供給者がその債務の履行を拒否し、または供給者の責めに帰すべき事由によって供給者の債務について履行不能となった場合

(2) 受給者がこの契約について不正の事実を知ったとき。

(3) 供給者が故意又は重大な過失により受給者に損害を与えたとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第1号に該当する場合とみなす。

(1) 供給者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 供給者について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 供給者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 供給者は、第1項の規定により契約が解除されたときは、受給者にその損失の補償を請求することはできない。

4 供給者は、第1項の規定により契約が解除された場合においては、総契約金額(契約金額に発注予定量に乗じて得た額をいう。以下同じ。)の100分の10に相当する額(契約の一部の履行があったときは、総契約金額から履行部分に対する支払相当額を控除して得られた額の100分の10に相当する額)を違約金として、受給者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、違約金を上回る損害が受給者にあるときは、供給者は、その損害額を受給者に賠償しなければならない。

5 供給者は、受給者がこの契約に違反し、その違反によって供給者がこの契約に基づく債務を履行できないときは、その旨を受給者に通知することによりこの契約を解除することができる。

(損害賠償)

第18条 供給者は、前条第4項後段に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、その損害を受給者に賠償しなければならない。ただし、第2号の規定に該当する場合において供給者が受給者に賠償する額は、供給者が当該第三者に対して停電により通常負うこととなる損害賠償義務の範囲に限るものとする。

- (1) 天災その他供給者の責めに帰さない理由による停電の場合を除き、停電により供給者が受給者に損害を与えたとき。
- (2) 供給者の責めに帰すべき理由により生じた停電により第三者が損害を被った場合において、受給者が当該第三者にその損害額を支払ったとき。

(契約解除による料金の精算)

第19条 受給者が第18条第1項の規定によりこの契約を解除したときは、供給者が履行した部分に相当する金額をもって精算する。

(談合その他不正行為に対する措置)

第20条 第18条第1項に定めるもののほか、受給者は、供給者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に係る入札に関して、供給者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。ただし、独占禁止法第77条の規定により、審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。
- (2) 公正取引委員会が、この契約に係る入札に関して、独占禁止法第50条第1項に規定する納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。ただし、独占禁止法第77条の規定により、審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。
- (3) 供給者に違反行為があったとして行った公正取引委員会の審決に対し、供給者が独占禁止法第77条の規定により審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 供給者（供給者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定に該当し、刑が確定したとき。

2 供給者は、前項の規定により受給者が契約を解除したときは、総契約金額の100分の10に相当する額を違約金として受給者の指定する期間内に支払わなければならない。

(賠償額の予定等)

第21条 供給者は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、受給者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、総契約金額の100分の20に相当する額を受給者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約の履行が完了した後においても、同様とする。ただし、同項第1号から第3号までの規定のうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合は、この限りでない。

2 前項の場合において、受給者に生じた実際の損害額が、総契約金額の100分の20に相当する額を超える場合には、供給者は、超過額を受給者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 供給者が前2項に規定する額を受給者の指定する期間内に支払わないときは、供給者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息を受給者に支払わなければならない。

(予算の減額又は削除に伴う解除等)

第22条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約とし、受給者は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度において、この契約に係る歳出予算の減額又は削減があった場合は、この契約を変更し、又は解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約を変更し、又は解除した場合において、供給者に損害が生じたときは、受給者は、供給者に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、受給者及び供給者が協議して定めるものとする。

（定めのない事項等）

第23条 この契約に定めのない事項については、供給者が定める規程等があるときは規程等によるものとする。ただし、規程等がないとき又は疑義が生じたときは受給者及び供給者が協議の上これを定めるものとする。